



2023年7月25日

「LT会」会報第23-7号（総247号）

LTグループ

## 企業雇用安定助成金の企業所得税処理について

「企業雇用安定助成金」（中文：企业稳岗补贴）とは、企業による雇用維持を奨励し従業員の権益を保障するために、政府が企業に対して支給する支援金であり、企業はこれを従業員への生活補助、社会保険料の納付、転職訓練、技能向上訓練等の関連支出に用いることができる。企業の企業所得税処理においては、この企業雇用安定助成金を課税所得とみなす場合と非課税所得とみなす場合がある。本会報では、この2つの処理方法について解説する。

### 一、企業雇用安定助成金を課税所得とみなす場合

企業雇用安定助成金は政府から支給される支援金であるため、『財政部、国家税務総局による財政性資金<sup>注1</sup>、行政事業性費用、政府性基金の企業所得税関係政策問題に関する通知』（財税〔2008〕151号）第一条第（一）項の規定によると、企業が取得した各種財政性資金は、国家が投資・資金使用後に元本の返済を要求するものを除き、一律に当年の所得に計上して納付すべき企業所得税を計算する必要がある。

### 二、企業雇用安定助成金を非課税所得とみなす場合

企業雇用安定助成金を非課税所得として処理しようとする場合、まず『財政部、国家税務総局による専門用途のための財政性資金に関わる企業所得税の処理問題に関する通知』（以下「財税〔2011〕70号」という）に定められた非課税所得の要件に適合しているかを判断することが必要である。非課税所得の要件は具体的に次の通りである。

『中華人民共和国企業所得税法』及び『中華人民共和国企業所得税法实施条例』（国务院令第512号、以下『实施条例』という）の関連規定に基づき、国务院の承認を経たうえで、企業が取得した専門用途のための財政性資金に関わる企業所得税の処理問題について以下の通りに通知する。

一、企業が県レベル以上の各レベル人民政府財政部門及びその他部門から取得した所得総額に計上すべき財政性資金は、下記の条件にすべて該当する場合に非課税所得とみなし、課税所得金額の計算時にこれを所得総額から控除することができる。

（一）企業は資金の専門用途を規定する資金支給証明文書を提供することができる。

（二）財政部門またはその他資金を支給する政府部門において当該資金に対する専門的な資金管理方法または具体的な管理要求を有する。

（三）企業は当該資金及び当該資金から発生した支出に対して独立採算を行う。

<sup>注1</sup> 「財政性資金」とは、企業が取得した政府及びその関連部門の財政補助・補填・利息割引、及びその他の各種財政専用資金を指し、例えば直接減免された増値税、納付時還付・納付後還付・納付後返還の各種税収がある。



上記のすべての要件を満たした場合、企業雇用安定助成金を非課税所得とみなし企業所得税を納付しないことが可能となる。

また、企業雇用安定助成金を非課税所得とみなす場合の控除問題については、『実施条例』の第二十八条の規定によると、企業の非課税所得を支出に用いることによって形成される費用または財産については、控除あるいは対応する減価償却、繰延償却を計算し控除してはならないとされている。例えば、企業雇用安定助成金を従業員への生活補助や社会保険料の納付などの関連支出に用いた場合、控除不可となる。

さらに、財税[2011] 70号の第三条の規定によると、企業が指定要件に適合する財政性資金を非課税所得として処理した後、5年(60ヶ月)以内に支出が発生しておらず、かつ財政部門または資金を支給したその他政府部門に返還していない部分は、当該資金を取得してから6年目の課税所得総額に計上しなければならない。課税所得総額に計上された財政性資金から発生した支出は、課税所得金額の計算時に控除することが認められる。

以上見てきたように、企業雇用安定助成金を課税所得とみなす場合は関連規定の通りに企業所得税を納付するのに対し、非課税所得とみなす場合は、取得してから5年以内に使用済みか否かによって処理方法も異なる。5年以内に使用済みの場合は、企業所得税を納付する必要がないとはいえ、それを支出に用いることによる費用は課税所得額の計算時に控除不可となる。5年以内に未使用の部分があり、かつ関連部門に返還しなかった場合は、企業所得税納付の猶予期間が5年間で満了するため、6年目には企業所得税を納付する必要が出てくる。なお、この納税猶予期間は5年間と比較的長いため、企業所得税の申告漏れなどのリスクを招く可能性も考えられるため留意が必要である。

上記の通り、2つの方法はそれぞれのメリットとデメリットがある。企業としては、自社の実情に応じて選択することが望まれる。

以上